

## 令和5年度山形県一般会計予算

令和5年度山形県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ681,573,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		112,000,000
	1 県 民 税	35,381,000
	2 事 業 税	23,882,000
	3 地 方 消 費 税	23,923,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,797,000
	5 県 た ば こ 税	1,134,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	111,000
	7 軽 油 引 取 税	8,985,000
	8 自 動 車 税	16,632,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 狩 猟 税	3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	149,000
	12 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		56,100,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56,100,000
3 地 方 譲 与 税		21,111,444
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	18,400,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,400,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
	4 自動車重量譲与税	100,000
	6 森林環境譲与税	81,444
	7 航空機燃料譲与税	30,000
4 地方特例交付金		600,000
	1 地方特例交付金	600,000
5 地方交付税		180,400,000
	1 地方交付税	180,400,000
6 交通安全対策特別交付金		300,000
	1 交通安全対策特別交付金	300,000
7 分担金及び負担金		2,041,893
	1 分担金	1,247,194
	2 負担金	794,699
8 使用料及び手数料		6,611,857
	1 使用料	4,532,135
	2 手数料	58,481
	3 県証紙収入	2,021,241
9 国庫支出金		92,063,908
	1 国庫負担金	29,138,204
	2 国庫補助金	62,284,006
	3 委託金	641,698

(単位：千円)

款	項	金額
10 財 産 収 入		1,880,577
	1 財 産 運 用 収 入	411,745
	2 財 産 売 払 収 入	1,468,832
11 寄 附 金		2,937,382
	1 寄 附 金	2,937,382
12 繰 入 金		25,229,730
	1 特 別 会 計 繰 入 金	446,694
	2 基 金 繰 入 金	24,783,036
14 諸 収 入		129,583,109
	1 延滞金、加算金及び過料等	75,198
	2 県 預 金 利 子	204
	3 公営企業貸付金元利収入	12,100,000
	4 貸付金元利収入	109,199,590
	5 受託事業収入	1,084,746
	6 収益事業収入	2,039,000
	8 雑 入	5,084,371
15 県 債		50,713,100
	1 県 債	50,713,100
歳 入 合 計		681,573,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,129,844
	1 議 会 費	1,129,844
2 総 務 費		30,599,106
	1 総 務 管 理 費	15,326,096
	2 企 画 費	7,592,953
	3 徴 税 費	4,748,078
	4 市 町 村 振 興 費	839,238
	5 選 挙 費	497,433
	6 防 災 費	1,033,179
	7 統 計 調 査 費	303,718
	8 人 事 委 員 会 費	126,839
	9 監 査 委 員 費	131,572
3 民 生 費		80,781,051
	1 社 会 福 祉 費	56,458,690
	2 児 童 福 祉 費	22,488,047
	3 生 活 保 護 費	1,825,276
	4 災 害 救 助 費	9,038
4 衛 生 費		49,087,940
	1 公 衆 衛 生 費	29,775,122
	2 環 境 衛 生 費	3,073,623

(単位：千円)

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,638,912
	4 医 薬 費	14,600,283
5 勞 働 費		2,181,730
	1 勞 政 費	1,116,181
	2 職 業 訓 練 費	821,717
	3 失 業 対 策 費	174,491
	4 勞 働 委 員 会 費	69,341
6 農 林 水 産 業 費		41,424,618
	1 農 業 費	14,877,444
	2 畜 産 業 費	1,412,533
	3 農 地 費	17,148,247
	4 林 業 費	6,520,720
	5 水 産 業 費	1,465,674
7 商 工 費		115,897,051
	1 商 業 費	109,024,448
	2 工 鉱 業 費	5,759,437
	3 観 光 費	1,113,166
8 土 木 費		57,844,733
	1 土 木 管 理 費	3,065,967
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,216,679

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川海岸費	14,462,598
	4 港湾費	2,694,966
	5 都市計画費	4,093,429
	6 住宅費	1,311,094
9 警察費		25,944,736
	1 警察管理費	24,151,502
	2 警察活動費	1,793,234
10 教育費		110,352,202
	1 教育総務費	13,214,473
	2 小学校費	34,284,168
	3 中学校費	20,209,510
	4 高等学校費	29,821,238
	5 特別支援学校費	9,124,552
	6 大学費	1,509,452
	7 社会教育費	1,055,420
	8 保健体育費	1,133,389
11 災害復旧費		11,370,637
	1 農林水産施設災害復旧費	2,944,481
	2 公共土木施設災害復旧費	8,426,156
12 公債費		88,016,123

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公 債 費	88,016,123
13 諸 支 出 金		66,893,229
	2 公 営 企 業 貸 付 金	12,100,000
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	23,601,000
	4 利 子 割 交 付 金	41,929
	5 配 当 割 交 付 金	365,185
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	264,699
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,799,079
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	28,202,000
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	80,893
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	438,444
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		681,573,000



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎電力監視制御装置更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	26,000千円
村山総合支庁本庁舎非常用直流電源装置更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	17,000千円
置賜総合支庁西置賜地域振興局中央監視システム更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	21,000千円
置賜総合支庁西置賜地域振興局非常用直流電源装置更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	14,000千円
次期大規模システム統合基盤構築・運用業務委託契約	令和5年度から 令和10年度まで	735,000千円
防災行政通信ネットワーク非常用発電機更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	128,000千円
水道基盤強化計画策定支援業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	24,000千円
こども医療療育センター中央監視装置更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	142,000千円
企業立地促進事業	令和5年度から 令和6年度まで	554,000千円
山形県産業科学館管理運営業務	令和5年度から 令和8年度まで	282,000千円
公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償	令和5年度から 令和16年度まで	123,000千円
山形県立産業技術短期大学校冷温水発生機更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	40,000千円
離転職者職業訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託契約	令和5年度から 令和7年度まで	36,000千円
離転職者職業訓練事業（知識等習得コース）業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	10,000千円

事 項	期 間	限 度 額
山形県観光情報センター管理運営業務	令和5年度から 令和10年度まで	240,000千円
山形県県民の海・プール管理運営業務	令和5年度から 令和10年度まで	189,000千円
置賜文化ホール管理運営業務	令和5年度から 令和10年度まで	375,000千円
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館管理運営業務	令和5年度から 令和8年度まで	53,000千円
農業近代化資金利子補給	令和5年度から 令和26年度まで	令和5年度融資総額 1,000,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和5年度から 令和21年度まで	令和5年度融資総額 50,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
漁業近代化資金利子補給	令和5年度から 令和26年度まで	令和5年度融資総額 170,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
公益財団法人やまがた農業支援センターの農地売買等支援事業に対する損失補償	令和5年度から 令和44年度まで	公益社団法人全国農地保有合理化協会からの借入元金 400,000千円のうち未償還元金に相当する額
令和5年度における日本政策金融公庫（以下「甲」という。）の公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「乙」という。）に対する造林資金貸付金に係る損失補償	甲が乙に貸付けた日から甲が補償の履行日として指定する日まで	甲からの借入元金 41,634千円のうち、最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）を経過してなお弁済されない元利金相当額（延滞金及び損失確定日以後の利子を含む。）
森林整備活性化資金利子補給	令和5年度から 令和35年度まで	令和5年度融資総額 16,654千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
東北農林専門職大学（仮称）学内ネットワーク構築・運用業務委託契約	令和5年度から 令和10年度まで	37,000千円

事 項	期 間	限 度 額
積算システム更新に係る開発運用業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	79,000千円
山形県土地開発公社の融資に対する債務保証	令和5年度から 令和6年度まで	35,000千円
山形県都市公園（山形県総合運動公園、中山公園）管理運營業務	令和5年度から 令和10年度まで	2,698,000千円
主要地方道上山蔵王公園線交通安全道路事業蔵王橋歩道橋上部工工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	250,000千円
主要地方道新庄次年子村山線道路施設長寿命化対策事業堀内橋橋梁下部工工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	200,000千円
道路施設長寿命化対策事業橋梁補修・耐震補強工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,450,000千円
道路除雪作業等業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	790,000千円
指首野川河川整備補助事業新橋架設工事に係る東日本旅客鉄道株式会社との協定	令和5年度から 令和6年度まで	800,000千円
ダム管理用設備更新工事請負契約	令和5年度から 令和7年度まで	470,000千円
ダム放流設備更新工事請負契約	令和5年度から 令和7年度まで	700,000千円
山形空港除雪業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	2,000千円
庄内空港除雪業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,000千円
山形県財務会計システム等改修業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	16,000千円

事 項	期 間	限 度 額
上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業基本・実施設計業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	207,000千円
山形県神室少年自然の家管理運営業務	令和5年度から 令和10年度まで	237,000千円
山形県青年の家管理運営業務	令和5年度から 令和10年度まで	214,000千円
無停電電源装置蓄電池更新等工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	14,000千円
山形警第29号職員アパート賃貸借契約	令和5年度から 令和19年度まで	397,000千円及び年1.15パーセントの金利、公租公課、火災保険料相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 2,800,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
庁舎等整備事業	94,200			
郷土館整備事業	72,300			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	331,300			
社会福祉施設等整備事業	81,700			
鶴岡乳児院整備事業	31,500			
脱炭素化推進事業	23,000			
病院建設改良資金貸付事業	291,000			
産業技術短期大学校整備事業	27,200			
農林公共事業	3,936,400			
公共農林災害復旧事業	76,200			
林道施設災害復旧事業	4,200			
農林災害復旧事業	6,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林業専門職大学整備事業	千円 2,679,900			
農業経営高度化支援事業	314,600			
農林大学校整備事業	1,900			
工業試験場整備事業	28,100			
土木公共事業	17,835,200			
県営住宅建設事業	76,100			
公共土木災害復旧事業 (現年)	1,874,700			
公共土木災害復旧事業 (過年)	460,300			
国直轄災害復旧事業	1,448,000			
土木施設災害復旧事業	393,300			
都市公園整備事業	222,700			
山形空港施設整備事業	11,600			
河川等整備事業	92,400			
自然災害防止事業	512,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
地方道路等整備事業	4,636,300			
緊急防災・減災事業	874,000			
公共施設等適正管理推進事業	1,441,700			
緊急自然災害防止対策事業	3,675,000			
緊急浚渫推進事業	848,400			
学校教育施設等整備事業	564,300			
社会教育施設整備事業	106,300			
高等学校整備事業	4,218,800			
交通安全施設整備事業	246,200			
警察庁舎整備事業	375,000			

令和5年度山形県公債管理特別会計予算

令和5年度山形県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,173,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		87,891,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金	87,891,850
4 県 債		69,282,000
	1 県 債	69,282,000
歳 入 合 計		157,173,850

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		157,173,850
	1 公 債 費	157,173,850
歳 出 合 計		157,173,850



令和5年度山形縣市町村振興資金特別会計予算

令和5年度山形県の市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,353,239千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 諸 収 入		1,353,239
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,353,239
歳 入 合 計		1,353,239

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村振興資金貸付金		1,353,239
	1 貸 付 金	700,000
	2 貸 付 事 務 費	995
	3 公 営 企 業 償 還 金	276,511
	4 繰 出 金	375,733
歳 出 合 計		1,353,239

令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,572
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,572
2 繰 越 金		131,024
	1 繰 越 金	131,024
3 諸 収 入		49,088
	1 貸 付 金 元 利 収 入	39,889
	2 雑 入	9,199
歳 入 合 計		185,684

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		185,684
	1 貸 付 金	26,271
	2 貸 付 事 務 費	9,892
	3 償 還 金	98,786
	4 繰 出 金	50,735
歳 出	合 計	185,684

令和5年度山形県国民健康保険特別会計予算

令和5年度山形県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,704,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		25,705,196
	1 負 担 金	25,705,196
2 国 庫 支 出 金		24,911,075
	1 国 庫 負 担 金	17,080,979
	2 国 庫 補 助 金	7,830,096
3 諸 収 入		38,563,313
	2 預 金 利 子	39
	4 雑 入	38,547,994
	5 受 託 事 業 収 入	15,280
4 繰 入 金		5,525,008
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,525,008
歳 入 合 計		94,704,592

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		94,704,592
	1 事業費支出金	94,632,624
	3 基金積立金	39
	4 保健事業費	65,280
	5 一般管理費	6,649
歳 出	合 計	94,704,592

令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		76,063
	1 繰 越 金	76,063
4 諸 収 入		204,568
	1 貸 付 金 元 利 収 入	193,281
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	11,277
5 県 債		122,500
	1 県 債	122,500
歳 入 合 計		403,131

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入貸付費		403,131
	1 貸 付 金	185,539
	2 貸 付 事 務 費	5,553
	3 償 還 金	212,039
歳 出 合 計		403,131

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 122,500	証 書 借 入	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

令和5年度山形県土地取得事業特別会計予算

令和5年度山形県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		91,891
	1 財 産 売 払 収 入	69,332
	2 財 産 運 用 収 入	22,559
3 繰 入 金		54,370
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,370
4 諸 収 入		110
	1 雑 入	110
歳 入 合 計		146,371



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 酒田北港地区用地取得事業費		107,808
	1 用地取得事業費	52,058
	3 開発管理費	55,750
5 公 債 費		38,563
	1 公 債 費	38,563
歳 出 合 計		146,371

令和5年度山形県農業改良資金特別会計予算

令和5年度山形県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		23,744
	1 貸 付 金 元 利 収 入	23,624
	2 雑 入	120
4 繰 越 金		36,931
	1 繰 越 金	36,931
歳 入 合 計		60,675

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付費		121
	2 償 還 金	80
	3 繰 出 金	41
2 就農支援資金貸付費		60,554
	2 償 還 金	40,369
	3 繰 出 金	20,185
歳 出 合 計		60,675

業務勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,213
	1 一般会計繰入金	1,213
歳入合計		1,213

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		1,213
	1 取扱事務費	1,213
歳出合計		1,213

令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,721千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		1,092
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,092
4 繰 越 金		48,908
	1 繰 越 金	48,908
歳 入 合 計		50,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		50,000
	1 貸 付 費	50,000
歳 出 合 計		50,000

業務勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		721
	1 一般会計繰入金	721
歳入合計		721

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		721
	1 取扱事務費	721
歳出合計		721

令和5年度山形県林業改善資金特別会計予算

令和5年度山形県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ246,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		37,213
	1 貸 付 金 元 利 収 入	37,213
4 繰 越 金		204,422
	1 繰 越 金	204,422
歳 入 合 計		241,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		241,635
	1 貸 付 費	241,635
歳 出 合 計		241,635

業 務 勘 定  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 繰 入 金		4,563
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,563
4 繰 越 金		9
	1 繰 越 金	9
歳 入 合 計		4,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 業 務 費		4,572
	1 取 扱 事 務 費	4,572
歳 出 合 計		4,572



令和5年度山形県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度山形県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ788,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		143,664
	1 使 用 料	143,664
3 繰 入 金		261,813
	1 一 般 会 計 繰 入 金	261,813
5 諸 収 入		19,915
	2 雑 入	19,915
6 県 債		362,700
	1 県 債	362,700
歳 入 合 計		788,092

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		154,724
	1 管 理 費	154,724
2 整 備 費		362,700
	1 整 備 費	362,700
3 公 債 費		270,668
	1 公 債 費	270,668
歳 出 合 計		788,092

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	千円 362,700	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。

## 令和5年度山形県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |   |                          |
|--------------|---|--------------------------|
| (1) 流域関連市町   | 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、南陽市、高島町、川西町、山形市、上山市、山辺町、中山町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町 |                          |
| (2) 年間総処理水量  |   | 45,235,973m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量 |   | 123,595m <sup>3</sup>    |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		5,312,825千円
第1項 営業収益		2,381,502千円
第2項 営業外収益		2,931,323千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		5,465,626千円
第1項 営業費用		5,309,668千円
第2項 営業外費用		155,958千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額610,191千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94,522千円、過年度分損益勘定留保資金55,390千円及び当年度分損益勘定留保資金460,279千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 流域下水道事業資本的収入		2,272,864千円
第1項 企業債		560,100千円
第4項 国庫補助金		1,159,391千円
第5項 他会計補助金		35,183千円
第6項 建設負担金		518,190千円
	支	出
第1款 流域下水道事業資本的支出		2,883,055千円
第1項 建設改良費		2,268,364千円
第2項 資産購入費		8,601千円
第3項 企業債償還金		606,090千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
最上川流域下水道（山形処理区） 山形浄化センター建設工事委託契約	令和5年度から 令和7年度まで	2,908,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	千円 560,100	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り替えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間において相互に流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

111,096千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業費用、営業外費用及び建設改良費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、651,077千円である。

## 令和5年度山形県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	356,617千kWh
(2) 主要な建設改良事業 明沢川発電所建設事業	84,136千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		6,232,850千円
第1項 営業収益		5,976,156千円
第2項 営業外収益		256,694千円
	支	出
第1款 電気事業費用		4,663,256千円
第1項 営業費用		4,347,086千円
第2項 営業外費用		306,170千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,040,317千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,178千円、中小水力発電開発改良積立金465,245千円、建設改良積立金328,001千円及び過年度分損益勘定留保資金165,893千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		18,995千円
第2項 補助金		18,695千円
第5項 負担金		300千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,059,312千円
第1項 建設改良費		893,419千円
第5項 企業債償還金		162,613千円
第9項 その他投資		280千円
第12項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
倉沢発電所リニューアル工事請負契約	令和5年度から 令和11年度まで	9,568,000千円
大沢川発電所水車発電機 内部点検工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	211,000千円
大沢川発電所配電盤等更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	491,000千円
肘折発電所リニューアル工事請負契約	令和5年度から 令和10年度まで	4,305,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 885,190千円 |
| (2) 交際費   | 340千円     |

## 令和5年度山形県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	61件
(2) 年間総給水量	15,648,892m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	42,991m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	596,210千円
第1項 酒田工業用水道営業収益	389,481千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益	122,584千円
第3項 福田工業用水道営業収益	24,216千円
第5項 営業外収益	59,929千円

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	563,723千円
第1項 酒田工業用水道営業費用	416,667千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用	108,679千円
第3項 福田工業用水道営業費用	17,536千円
第5項 営業外費用	16,841千円
第7項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,463千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,136千円、建設改良積立金7,823千円、過年度分損益勘定留保資金87,962千円及び当年度分損益勘定留保資金55,542千円で補填するものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	158,463千円
第1項 建設改良費	87,502千円
第6項 借入金償還金	68,961千円
第12項 予備費	2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	55,620千円
(2) 交際費	30千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、12,787千円と定める。

令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場事業	年間総駐車台数	76,000台
	一日平均駐車台数	208台
(2) ゴルフ場事業	年間利用者数	30,600人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資産運用事業収益	170,630千円
第1項	営業収益	136,223千円
第2項	営業外収益	34,407千円
支 出		
第1款	資産運用事業費用	147,909千円
第1項	営業費用	144,879千円
第2項	営業外費用	30千円
第4項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額(翌年度以降の支出の財源に充当する額358,067千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額620,590千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,846千円、資産運用積立金575,506千円、過年度分損益勘定留保資金28,083千円及び当年度分損益勘定留保資金6,155千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	358,067千円
第6項	貸付金償還金	358,067千円
支 出		
第1款	資本的支出	620,590千円
第1項	建設改良費	119,330千円
第2項	投資有価証券	500,000千円
第9項	その他投資	260千円
第12項	予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	60千円
(2) 交際費	30千円



## 令和5年度山形県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象 米沢市、南陽市、高島町、川西町、山形市、寒河江市、上山市、  
村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、  
最上川中部水道企業団、新庄市、金山町、真室川町、鶴岡市、  
酒田市、庄内町

(2) 年間総給水量 70,078,386<sup>m</sup><sub>3</sub>

(3) 一日平均給水量 191,471<sup>m</sup><sub>3</sub>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		6,723,528千円
第1項 置賜広域水道営業収益		1,158,049千円
第2項 村山広域水道営業収益		2,241,754千円
第3項 最上広域水道営業収益		447,199千円
第4項 庄内広域水道営業収益		1,919,180千円
第5項 営業外収益		957,346千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		6,242,818千円
第1項 置賜広域水道営業費用		1,232,108千円
第2項 村山広域水道営業費用		2,280,297千円
第3項 最上広域水道営業費用		449,765千円
第4項 庄内広域水道営業費用		1,855,293千円
第5項 営業外費用		405,355千円
第7項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,028,548千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,627千円、建設改良積立金255,412千円及び過年度分損益勘定留保資金4,702,509千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		8,937千円
第2項 補助金		8,937千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,037,485千円
第1項 建設改良費		776,949千円
第2項 投資有価証券		3,300,000千円
第5項 企業債償還金		943,256千円
第6項 借入金償還金		14,280千円
第12項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
笹野浄水場米沢赤芝線整備事業 電気機械設備工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	124,000千円
谷沢ポンプ場電気機械設備 更新工事請負契約	令和5年度から 令和7年度まで	289,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 540,800千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、220,617千円と定める。

## 令和5年度山形県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山形県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		1,258床
(2) 年間入院患者延数		354,463人
年間外来患者延数		523,624人
(3) 一日平均入院患者数		968人
一日平均外来患者数		2,133人
(4) ドック利用者延数		1,447人
(5) 主要な建設改良事業		
中央病院改修事業		318,488千円
新庄病院改築整備事業		3,619,851千円
県立病院医療機器等整備事業		601,185千円
県立病院総合医療情報システム整備事業		134,084千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		42,837,468千円
第1項 医療収益		31,778,371千円
第2項 医療外収益		10,578,818千円
第3項 特別利益		480,279千円
	支	出
第1款 病院事業費用		43,918,267千円
第1項 医療費用		41,475,228千円
第2項 医療外費用		1,052,537千円
第3項 特別損失		1,388,502千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,521,445千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額は一時借入金で措置するものとする。)

	収	入
第1款 病院事業資本的収入		6,921,602千円
第1項 企業債		4,726,800千円
第2項 出資金		131,885千円
第4項 負担金		1,886,035千円
第6項 その他資本的収入		176,882千円
	支	出
第1款 病院事業資本的支出		8,443,047千円
第1項 建設改良費		4,689,920千円

第2項 企業債償還金  
(債務負担行為)

3,753,127千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院無停電電源装置等更新工事請負契約	令和5年度から 令和7年度まで	380,000千円
中央病院冷却塔更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	129,000千円
中央病院治療用空気供給装置更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	41,000千円
中央病院放射線モニタリングシステム更新工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	71,000千円
4病院統合データウェアハウス整備等業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	68,000千円
旧 鶴 岡 病 院 解 体 事 業	令和5年度から 令和8年度まで	406,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院改修事業	千円 317,000	借入先との協 定による。 工事その他の 都合により翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	借入先と の協定によ る。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り替 えることができる。
新庄病院改築整備 事業	3,340,900			
県立病院医療機器 等整備事業	572,000			
県立病院総合医療 情報システム整備 事業	134,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,672,840千円

(2) 交際費 1,010千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,822,335千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	全身用コンピュータ断層撮影装置(中央病院)	— 式
器械備品	全身用コンピュータ断層撮影装置(新庄病院)	— 式
器械備品	全身用X線透視装置(新庄病院)	— 式
器械備品	ガンマカメラ(新庄病院)	— 式
器械備品	情報システム機器(新庄病院)	— 式
器械備品	4病院統合データウェアハウス(中央病院・新庄病院・河北病院・こころの医療センター)	— 式